

## 任意継続被保険者 加入者総合案内

名古屋木材健康保険組合

### 記

1. 有効期限 取得日から2年間 ※2年経過前に後期高齢者（75歳）に該当する場合は該当日の前日

2. 月額保険料 ①～③の場合を除き、2年間変わりません。

①40歳になり、介護保険第2号被保険者に該当した場合。または65歳になり、介護保険第2号被保険者に該当しなくなった場合。

②健康保険料率や介護保険料率に変更された場合。

③標準報酬月額の上限が変更された場合。

3. 納付期限 毎月必ず10日までに納めてください（10日が休日の場合はその翌日）

◆ 納付書は毎月1日に発送しておりますので2、3日経っても届かない場合はご連絡ください

4. 納付先 三菱UFJ銀行金山支店（普）NO. 0554916

三菱UFJ銀行窓口（本・支店問わず）以外からのお振込の場合、手数料は本人負担となります

5. 資格を失う日 下記の事項に該当したときは資格を失います。

※健康保険被保険者証等(本人・家族共)はすみやかに返納してください

① 任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき（健康保険法第38条第1項第1号）

② 任意継続被保険者が死亡したとき（健康保険法第38条第1項第2号）

③ 保険料を納付期限までに納付しなかったとき（健康保険法第38条第1項第3号）

④ 再就職等により健康保険の被保険者となったとき（健康保険法第38条第1項第4号）

⑤ 船員保険の被保険者となったとき（健康保険法第38条第1項第5号）

⑥ 後期高齢者医療の被保険者等となったとき（健康保険法第38条第1項第6号）

⑦ 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を保険者に申し出たとき（健康保険法第38条第1項第7号）

○②、④、⑤、又は⑦に該当したときは 別途「健康保険任意継続被保険者資格喪失申出書」の提出が必要です。

○資格を失った日以後に健康保険被保険者証を使用して医療機関にかかった場合は、後日、医療費を返還していただきます

○資格を喪失した方には「任意継続被保険者資格喪失通知書」を資格喪失日に発送します（但し土日祝の場合は翌営業日）。国民健康保険に加入される場合は、「任意継続被保険者資格喪失通知書」をご持参の上、お住まいの市区町村役場で切り替え手続きをお願いします。

○住所及び氏名の変更、被扶養者に異動等のあったときは、その都度すみやかに当健保組合まで届出をご提出ください

○年金関係の手続きにつきましては、ご自身で日本年金機構へご確認ください。

◎退職して任意継続被保険者となったご本人や被扶養者の方も人間ドックや特定健診、インフルエンザ予防接種の費用補助が受けられます。（病気の早期発見・早期治療のためぜひ受診をお勧めします。）※詳しくは当健康保険組合ホームページ「保健事業」→「病気の予防」をご覧ください。